

## 金融商品取引法に基づく表示

金融商品仲介業者 株式会社ネイバー

登録番号 東海財務局長（金仲）第219号

### ◇ 所属金融商品取引業者等

- ・ アイザワ証券株式会社 関東財務局長（金商）第3283号  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

### ◇ 商号等の明示

- ・ 当社は、所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。
- ・ 当社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けることはありません。
- ・ お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額又は手数料等は、お取引される所属金融商品取引業者等により異なる場合があります。
- ・ お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等については、個別の取引毎にご説明いたします。

### ◇ 手数料等について

金融商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等ご負担いただく場合があります。また手数料等は、お客様の取引相手方となる所属金融商品取引業者等ごとに異なりますので商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

### ◇ リスクについて

金融商品等には、株式相場、金利相場、為替相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行会社の信用状況の悪化等に起因する損失（元本欠損）が生じる恐れがあります。

### ◇ 委託証拠金について

お客様が締結される金融商品取引契約によっては、委託証拠金等の差入れが必要となります。委託証拠金等を差入れるお取引は、当該委託証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、損失が預託した委託証拠金等を上回るおそれがあります。お客様がお取引されるデリバティブ取引等の額の当該委託証拠金等の額に対する比率は、所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本ホームページ上では表示することができません。

※商品ごとに手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面、最新の目論見書等をよくお読みください。